

移植用臍帯血基準検討会開催要綱（改正案）

1. 目的

移植用臍帯血基準検討会（以下「検討会」という。）は、国が定める移植に用いる臍帯血の基準に関し、専門的な観点から検討を行うことを目的とする。

2. 検討事項

検討会は、移植に用いる臍帯血の提供について、その安全性その他の品質の確保が図られるよう、採取、調製、保存、検査及び引き渡しに関する基準について検討を行うものとする。

3. 構成

- (1) 検討会は、臍帯血移植に関連する学識経験者で構成する。
- (2) 検討会に座長を置く。座長は、検討会構成員の中から、厚生労働省健康局長が指名する。
- (3) 構成員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (4) 構成員は、再任されることができる。

4. その他

- (1) 検討会は、厚生労働省健康局長が参集する。
- (2) 検討会は、必要に応じ、検討に必要な参考人の参加を求めることができる。
- (3) 検討会は知的財産・個人情報等に係る事項を除き、原則公開するとともに議事録を作成し、公表する。
- (4) 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、座長の認めるところにより、文書その他の方法により、検討会の議事を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、検討会を参集して開催する必要がないと座長が認める場合も同様とする。
- (~~5-4~~) 検討会の庶務は、厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室が行う。
- (~~6-5~~) この開催要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、検討会が定める。